

群馬県公認環境 SDGs ファシリテーター制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「ぐんま5つのゼロ宣言」のうち主に温室効果ガス排出量「ゼロ」の実現に向け、群馬県内で環境 SDGs の理念等を普及させることを目的とした「群馬県公認環境 SDGs ファシリテーター」制度の運営に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「環境 SDGs」とは、国際連合サミットで採択された SDGs の 17 のゴールのうち、特に環境問題や環境保全に関するものに重点をおいたものをいう。
- (2) 「群馬県公認環境 SDGs ファシリテーター」(以下「ファシリテーター」という。)とは、群馬県内で環境 SDGs を普及させる推進役として群馬県知事(以下「知事」という。)が認定した者とする。
- (3) 「養成研修」とは、知事が指定する環境 SDGs ファシリテーター養成研修をいう。
- (4) 「群馬県環境 SDGs・脱炭素まちづくりカレッジ」とは、ファシリテーターが実施運営する次の各号に掲げるプログラムをいう。
 - イ 気候危機や脱炭素等の基礎知識のレクチャー
 - ロ 2030年の温室効果ガス排出量半減にチャレンジするカードゲーム
 - ハ カードゲームから得た学びや気づきを共有する対話の実施
- (5) 「独自プログラム」とは、前項のプログラムとは別に、環境 SDGs の理念や取組について理解を促すためのプログラムをいう。

(養成研修)

第3条 知事は、ファシリテーターを養成する必要があると認めるときは、養成研修を開催するものとする。

(認定)

第4条 知事は、養成研修を受講した者のうち、所定の課程を修了したと認めた者をファシリテーターに認定するものとする。

(ファシリテーターが行う普及活動等)

第5条 ファシリテーターは、群馬県環境 SDGs・脱炭素まちづくりカレッジ及び独自プログラム(以下「環境 SDGs・脱炭素まちづくりカレッジ等」という。)の実施により、次の各号に掲げる環境 SDGs の普及活動を行うものとする。

(1) 主体的な普及活動

知事に申請し承認された企画に基づき実施する主体的な普及活動（以下「主体的な普及活動」という。）。

(2) 派遣依頼に基づく普及活動

群馬県、県内の市町村、企業、学校、自治会等の団体及び県民からの派遣依頼に基づき実施する普及活動（以下「派遣依頼に基づく普及活動」という。）。

2 前項の活動にあたっては、政治的又は宗教的な活動及び営利活動を目的としないものとする。

(ファシリテーターの責務)

第6条 ファシリテーターは、主体的な普及活動及び派遣依頼に基づく普及活動により積極的に環境 SDGs の普及に努めるものとする。

2 ファシリテーターは、環境 SDGs の推進に向けた活動実績やその状況について知事から報告を求められた場合は、速やかに「群馬県公認環境 SDGs ファシリテーター活動状況報告書（別記様式第1号）」により知事に報告しなければならない。

(県の責務)

第7条 知事は、本要綱に基づくファシリテーターの普及活動を積極的に情報発信するとともに、ファシリテーターの活動を支援するものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 知事及びファシリテーターは、本要綱に基づく制度運営に際し知り得た個人情報について、本制度の運営にのみ使用することとし、それ以外の目的では使用してはならない。

(事務)

第9条 この要綱に関する事務は、群馬県環境森林部環境政策課において処理するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年度に実施した養成研修を修了した者は、第4条の規定により、ファシリテーターに認定したものとする。